

書 評

グレゴワール・シャマユール著、信友建志訳『統治不能社会——
権威主義的ネオリベラル主義の系譜学』明石書店、2022年下村 晃平ⁱ

本書は「フーコーの再来¹⁾」と形容されるフランスの科学認識論研究者によるネオリベリズム研究である。1970年代の保守派の言説において「民主主義の統治能力の危機」と表現された被統治者たちの広範な抵抗運動に対して、主としてアメリカのビジネス界がどのように対応したのかが扱われる。ノーベル経済学賞受賞者の著作からCEOの発言まで幅広い言説を対象としながら、本書は、この危機への対応として採用された戦略と実践が「権威主義的リベリズム」に収斂されていくことを明らかにしている。

本書は全六部構成である。序章と結論を含めると全28章から構成されていることからわかるように、各章は短く、また、第六部までは個別の事例を扱った考察が続くことに特徴がある。そのため、文章自体は平易であるにもかかわらず、本書がその全体をとおして何を主張したいのかを読み取りづらい、という声をよく聞く²⁾。そこで、以下では本書の内容を評者なりに要約したうえで、本書の意義を述べることにしたい。

まず、序章では、フーコーが1970年代後半にコレージュ・ド・フランスでおこなった、いわゆる統治性講義と1970年代保守派の統治能力の危機論が同時期に展開されたことが示唆される。そのうえで、両者が目の当たりにした、統治能力（統治性）の危機は、二つの極から理解されなければならないと指摘

される。すなわち、「反抗する被統治者か、無力な統治者か」である。本書の目的は、反抗する被統治者の対抗運動に直面した無力な統治者の反革命を「手がかりになるような緊張関係や、そこから勃発した紛争を手始めに、それらがいかにしてテーマ化され、どんな解決策が構想されたかを検証する」ことであり、また「この運動にエネルギーを吹き込んだ諸概念と問題設定の様式の系譜学」を作り出すことである（12頁）。

第一部「言うことを聞かない労働者たち」では、1960年代のアメリカにおいて、規律訓練型の労働に対する労働者の不服従が、生産性の低下を引き起こしたことに對して、ビジネス界がどのように対応したのかが検討される。当初、この労働者の不服従は、疎外の問題として理解され、労働者の自律性を向上させることで問題の解決が図られた。しかし、この自主管理路線に対して、経営陣は自らの権力を低下させることを危惧するに至る。そこで、シャマユールが「力関係理論」と呼ぶ、別の説明が与えられた。利潤率の低下は、労働者の疎外ではなく、むしろ労働者にとって都合の良すぎる社会に原因があるとされた。具体的には、(1) 完全雇用のためのケインズ主義的財政政策、(2) 福祉国家の社会的保護の諸制度、(3) 強力な労働組合の存在が問題とされ、それらに対する攻勢——賃金統制による失業率の上昇、福祉受給者に対するレッテル貼り、労働組合潰しなど——が実行された。大恐慌を経験していない現代の労働者たちに、窮乏の恐怖を経験させることで、従

i 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

順な労働者に規律訓練することが解決策とされたのである。これは18世紀の救貧法時代と同様の社会不安の時代への回帰を意味した。

第二部「マネジメント革命」では、労働者の問題から一転して、企業の問題が扱われる。バーリとミーンズの「所有と経営の分離テーゼ」(1932)に端を発する会社理論をめぐる混乱がここでの主題である。なぜこのテーゼが重要だったのか。それは、「財の所有者の個人的利害に依拠した自由企業体制」というアダム・スミス以来の資本主義の前提を脅かすことになったからである。というも、企業の経営者がその企業の所有者でないとしたら、なぜ彼らが他人、つまり企業の所有者である株主の利益を最大化するために働くのかを説明できないからである。この問題の解決策として、1950年代には、「倫理的マネジメント主義」が提起された。企業は社会的責任を果たすがゆえにその存在を正当化されるのであり、企業の経営者は自分たちのために経営するのではないからこそ経営をする根拠があるのだ、と主張されたのである。シャムユーは、この1970年代のネオリベラリズムへの転換以前の考え方を「マネジメント性」と呼ぶ。というも、このマネジメント性は、フーコーが「自由主義の統治性」として理解した国家に経済原理を導入する統治のあり方とは反対に、私的な経済活動に政治的統治の原理を導入するものだからである。しかし、企業の私的統治はどう考えても民主主義的ではない。なぜなら、政治的正当性に関する諸基準を会社に当てはめた場合、ヒエラルキー的な手順で運営される会社組織は矛盾を抱えることになるからである。これに対して、1960年代から1970年代の労働運動が活発な時期に、批判的哲学者や経済学者たちを中心に経済的民主主義の理論構築が試みられた。ここでもまた自主管理路線につながる言説が生み出されることになる。バーリとミーンズのテーゼは、資本主義の秩序の伝統的な正当性言説を危機に追い込み、また、それに代わると考えられた倫理的マネジメント主義は、企業内民主制を求める声を引き起こすことになったのである。

それでは、ネオリベラルたちは、バーリとミーンズのテーゼが提起した正当化の問題にどのように対応したのだろうか。端的に言えば、彼らにとって問題であったのは、企業の存立基盤の正当化などではなく、株主価値の最大化をどのようにして経営者に課することができるのか、という技術的・実践的な事柄であった。この「代理権問題」として知られる問題に対しては、経営陣の報酬を株価ないし利回りと紐づける、報酬による解決策とともに、証券市場における敵対的買収の意味を別様に解釈する理論が提起された。つまり、経営の効率と株価には高い連動性があり、株主価値の最大化から経営陣が逸脱すれば、株価が下落し、敵対的買収の対象となり、買収された側の経営陣は一掃されるという理論である。この懲罰による解決策である「市場にもとづく企業理論」は、マネジメント主義的な発想に取って代わることになる。

ところで、ネオリベラルたちにとって、この市場に基づく企業理論が優れていたのは、経営陣を非人格的に統治するメカニズムを見出したからである。集産主義に対抗することに熱心であった、ハイエクはこの理論を最も明確に説明するネオリベラルの理論家である。ハイエクによれば、経済はその語源である「オイコノミア」(家庭を統治する技術)ではなく、「カタラクシー」(市場によって自発的に生まれた秩序)として把握されるべきものである。株式市場における金融パフォーマンスを唯一の基準とする統治において、株主価値はもはやたんにイデオロギー的規範というだけでなく、「自動的に発動する取締手段のオペレータ」である。フーコーの用語で言い換えれば、証券市場は「真理陳述」の場であり、ここでは株価が「真理」となる。経営陣の正当性は、この「真理」が非人格的に保証するのである。しかし、このような「真理陳述」の場は、ハイエクが呼ぶところのカタラクシーなどではなく、むしろ、政治的エンジニアリングによって能動的に構築されるものであり、さらには、異議を申し立てる者たちから常に防衛される必要があるものでもある。

第三部「自由企業への攻撃」、第四部「異議申立者たちの世界」、第五部「新たな規制」では、主にビジネス界が広範な抵抗運動に直面して、どのように対応したのかが、具体的な事例を取り上げられながら論じられる。ここでは著名な会社理論の論文から元軍事情報士官の経営コンサルタントの機密レポートまで、幅広い言説が扱われており、ネオリベリズムが実際にどのようにして実践されてきたのかを明らかにしている。それらの具体的事例は本書を類書にはない魅力的なものにしているが、しかし、それらをすべて取り上げることはできないために、ここでは、シャムユーが言わんとしたことをまとめておきたい。

まず、第二部から第五部までの議論を振り返ると、企業の私的統治には三つの着想があった（184-185頁）。第一の着想は、1950年代から1960年代にかけての「倫理的マネジメント主義」である。これは私的統治を国家権力との類比で考えることにその特徴があった。第二の着想は、1970年代の「会社の株主統治」である。新古典派経済学から着想を得た、この考えでは、権力関係は否定され、代理権問題を解決する方策として、経営陣の行動を株価と連動させることが提示された。この企業の私的統治に関する考えの変化が「倫理的マネジメントからネオリベラル主義の金融ブロックにおける統治性へ」の移行につながる（185頁）。また、この理論面における変化は、必然的に実践における新たな技術を必要とした。そこで第三の着想として「社会環境の戦略的マネジメント」が登場することになる。この戦略的マネジメントは「周囲の社会環境を『企業の活動をより受け入れやすくなるように、外的—物理的・社会的・政治的—環境の操作』技術を展開して統治することを要求する」ものである（185頁）。シャムユーは、私的統治の在り方が以上の三つの着想から変化してきたことを明らかにしている。

しかし、ネオリベリズムの統治性を理論面から支える「会社の株主統治」と実践面から支える「社会環境の戦略的マネジメント」は、パラドキシカル

な関係にある。たとえば、会社理論が、企業の社会的責任を否定するまさにそのときに企業コンサルタントは、それを統治のために利用する。また、会社理論が、会社をフラットな契約関係の束として理解するまさにそのときに、元軍人の企業コンサルタントが、戦略的に異議申し立てを解決しようとする。この私的統治の二つの着想は相容れないように思われる。

では、この矛盾した関係をどう理解すればよいのだろうか。ネオリベリズムの教義に対する逸脱として「社会環境の戦略的マネジメント」は理解されるべきなのだろうか。シャムユーの答えは否である。

一九七〇年代に準備され、その後一九八〇年代にさらに具体的に展開されたおおきな反動を、そのネオリベラル主義的な構成要素に帰着させようとする傾向はしばしばみられる。それはまちがいである。知的な面で言えば、この運動はより雑多である。あちこちのレベルで反撃がおこなわれ、それぞれが地盤の裂け目を埋めようとしていたが、中核となる連携や教義としての統一性はない。この対抗運動のさまざまな側面のあいだにある不調和、なにより会社の経済理論と企業の戦略的思考のあいだにある不調和はそのせいで生じたのである。（186頁、強調評者）

以上の引用は、シャムユーのネオリベリズム理解を端的に示している。つまり、ネオリベリズムには「中核となる連携や教義としての統一性はない」のである。しかし、だとすれば、ネオリベリズムとは、統治者の被統治者に対するさまざまな私的統治の寄せ集めに過ぎないのだろうか。

第六部「統治不能社会」では、この問題に対する解答が示される。それは、ネオリベリズムのさまざまな戦略と実践は「権威主義的リベリズム」に収斂する、というものである。しかし、権威主義とリベリズムは一見相容れないように思われる。一体どのように理解すればよいのか。シャムユーはハ

イエクの政治思想を検討することで、この両者の結合が必然的なものであることを明らかにしている。

まず、シャマユーは、1973年のチリのクーデターに関するハイエクの一連の論評に注目する。そこでハイエクは、ピノチェト政権の権威主義的性格については完全に許容することは出来ないが、自由主義体制への移行期においては認められると述べている。というのも、個人的自由はしばしば「民主的政府よりも権威主義的体制下」において保障されるからだという(293頁)。シャマユーは、ピノチェト政権下において、政治的自由や市民の基本的自由が保たれなかったことを踏まえると、ハイエクがここで主張する個人的自由とは、私有財産の自由な処分という意味での経済的自由でしかないと述べる。そこで初めて権威主義とリベラリズムが矛盾することなく、併存する状況が何を意味するのかを理解できる。つまり、自由を政治的自由と経済的自由とに区別した上で、経済的自由に最大の価値を置くのだとすれば、政治的自由はあくまでも補助的なオプションであり、経済的自由に資するかどうかで民主主義と権威主義のどちらを選択すべきかが判断されるのである。だとすれば、ハイエクにとって問題となるのは、民主主義は果たして経済的自由を侵害するものかどうかである。もしそうであったならば、民主主義には制約を課す必要がある。なぜなら、制約に縛られない民主主義は、経済的自由に対する脅威となるからである。

では、いかにして民主主義に制約を課すのか。この問題を考えるにあたって、ハイエクは、カール・シュミットによるヴァイマル共和国の分析を参考にする。「強い国家と健全な経済」(1932)という経営者団体に向けた講演の中で、シュミットは二つの国家像を提示している。一つは「量的全体国家」である。それは、国家が大衆の要求を呑み続けた結果、拡張した弱い国家であり、経済的領域に介入をおこなう国家である。利害関係者すべての要求に応えようとするがゆえに、この国家は、自らに決定権を持たない弱い国家である。必要なのは、国家と経済を

切り離すことである。しかし、それは19世紀リベラリズムの自由放任では実現されることはない。これを実現するのは、民主主義的要求からも超然としていられる強い国家である。シュミットは、そのような国家を「質的全体国家」と呼ぶ。ドイツの法学者ヘルマン・ヘラーは、このシュミットの講演の中で提示された、社会政策からの国家の撤退および経済の脱国家化を支える国家を指すのに「権威的リベラリズム」という用語を使用している。ハイエクの念頭にあったのは、このシュミットの国家観であった。

しかし、チリのピノチェト政権やドイツのナチス政権はあくまでも例外事例であり、多くの民主主義国家において、強権的手段を用いて、制約に縛られた民主主義体制へ移行することは困難である。たとえば、ハイエク(およびブキャナン)は、憲法によって、民主主義的に正当化された政府の行使しうる自由裁量権に制限を設けることを考えたが、いかにしてそれを実現するのかが問題として残された。国家が経済に介入するケインズ主義的国家を転換させるには、ネオリベラリズムの諸政策を実行しなければならない。しかし、そうした政策は不人気なものであり、実行することは次回の選挙での落選を意味する。チリやナチスの事例のように独裁政権によって実行するのか、それとも気骨のある政治家が再選を諦めて実行することに期待するのか。問題はまだ残されていた。

シャマユーによれば、この問題に対する解決策を提示した人物が、マドセン・ピリである。ピリは、イギリス保守党やレーガン政権において政策顧問を務めた、セント・アンドリュース・グループの指導者の一人である³⁾。ピリの提示した「マイクロ政治学」こそが、民主主義の統治能力の危機を乗り越えるための回答である。

マイクロ政治学とは「おおくの人びとが予言するような政治的代価を支払うことなく、政府が改革プログラムを開始すること」を可能にさせる政治技法である(333頁)。この政治技法は、1970年代の保守派が開始した思想闘争とは著しく対照的である。ピリ

によれば、思想闘争に勝利したとしても、改革に対する抵抗がなくなるわけではない。実際、1970年代末時点において、保守政権は選挙に勝利していたが、想定したよりも改革を実行できていなかった。福祉国家が提供する公共サービスをただ削減するような仕方では、受益者である社会集団から反対されることになるのは当然である。マイクロ政治学はそうした問題を避けるために考案された。改革は段階的におこなわれなければならない。また、その帰結が社会全体を大きく変化させるものだと思われてもならない。急激な変化は大きな反発を生むからである。したがって、マイクロ政治学は、問題の領域を細分化し、その背後にある大きな変化を見えなくさせる。たとえば、民営化はこうした問題を避けることができた。民営化は公共サービスをただ削減するのではない。あくまでも民間セクターに移譲するのである。その後、この民間セクターは市場規律に従うことになる。その結果、不採算部門ということで、その民間セクターは閉鎖されるかもしれないが、その時点では反対の声はそれほど大きなものにならない。むしろ、「消費者としてのマイクロな選択により各個人自身が変化の原動力となる」（341頁）ことで、民営化は半自動的に推進されていく。このように政策の提示の仕方を変えることで、大規模な異議申し立てに直面することなく、ネオリベラル主義の諸政策を実行することが可能となる。

また、マイクロ政治学は領域の細分化だけでなく、社会の細分化も実行する。すべての敵に対抗するようなことはせず、社会内のグループを分割して統治する。たとえば、私立学校に子どもを進学させた親は、その代価を直接支払いながら、他人の子どもの公教育のために間接的に税金を支払っているのだ、と主張する。この二重払いを指摘することで、私立学校の生徒の両親を公的な教育サービスに対抗する戦線に動員することができるようになる。このようにマイクロ政治学は、自らの支持グループを形成するために、社会的利害関係を生み出すのである。

ここに民主主義の統治能力の危機と呼ばれる事態

を克服する道筋が見出された。民主主義国家において、ネオリベラル主義の諸政策をどのようにして実行するのが問題であった。マイクロ政治学は「ネオリベラル主義の経済的方法論とその政治的承認のあいだ」を埋める失われた環である（343頁）。マイクロ政治学は、問題の領域を細分化し、その背後にある大きな変化を見えなくさせる。また、社会を分断することで、動員可能な社会政治グループを構築する。「ネオリベラル主義は、イデオロギーとしてというよりは政治テクノロジーとして勝利を手にした」のである（350頁）。

では、ネオリベラル主義の勝利は揺るがないのだろうか。本書の結論は抵抗の在り処を述べることで締めくくられる。「権威主義的リベラル主義に対抗し、自主管理を再開することである」と（357頁）。ネオリベラル主義が「福祉国家に対する異議申し立てのオルタナティブ」であったとすれば、当時存在した別のオルタナティブにシャムユーは希望を見出す。実際、ネオリベラルたちが最も恐れたのが、自主管理路線であった。被統治者である労働者側を描いた第一部と統治者である会社側を描いた第二部の両方が、当時直面していた問題に対して、自主管理の解決策を見出していたことは、その証左であろう。その後、実際に選択されたのが、権威主義的リベラル主義であったとしても、当時そこには別の選択肢が存在していたのである。

以上が評者なりの本書の要約である。ただ、このように要約してしまうと、本書の面白さを大きく損なってしまうようにも思える。本書は、その分析の切れ味もさることながら、興味深い事例が数多く扱われているからである。なお以下では紙幅の都合上、シャムユーの示したネオリベラル主義像の意義のみを述べる。

本書の意義は、ミシェル・フーコーの講義録に残されていた課題——（1）二流・三流の著者の「灰色の文書」を著名なテキストと並べて分析する系譜学を徹底できていないこと⁴⁾、（2）実際の統治における戦略や実践の分析がおこなわれていないこと⁵⁾

——に取り組むことをつうじて、新たなネオリベリズム像として「権威主義的リベリズム」(経済的自由の重視+集会的/民主主義的な統制の回避)を示したことである。

フーコー自身が講義録で述べたように、ネオリベリズムの特徴は、その国家嫌悪にあるという理解が通説であった。しかし、現実存在するネオリベリズムは、国家と敵対するよりもむしろある種の協力関係にあることが多い。この両者の関係を理解することが、ネオリベリズム研究の一つの課題であった。ネオリベリズムを特定のイデオロギーに還元する——シャマユールが本書で述べている言葉を借りれば——精神的アプローチでは、あくまでもネオリベリズムの教義からの逸脱として理解されるために、この協力関係を説明できない。また、ネオリベリズムを資本蓄積の危機下における、蓄積条件の再整備として理解する、マルクス派のアプローチでは、戦後の福祉国家体制下において失った権力を支配階級が回復する物語として理解される。

それらに対して、シャマユールが提示したのは、社会全体に広がる統治不能状態を打破するために採用された、戦略や実践が収斂するというネオリベリズム像であった。「民主主義の統治能力の危機」以降、私たちが直面したのは、(1) 私的領域における自律性を最優先事項として設定し、国家の介入できる領域を制限する経済プログラムと、(2) その制限された領域内で自らの権威の強化をはかる統治スタイルとの間の機能的・戦略的連携である。シャマユールはそれを「権威主義的リベリズム」として別扱した⁶⁾。ここでは、権威主義とリベリズムは、集会的/民主主義的な統制を回避するという点において一致する。この意味において、権威主義とリベリズムは同義語である。ただし、この権威主義的リベリズムへの収斂は、本書が示したように、危機対応の偶然の産物であり意図せざる結果でもあった。この複雑な収斂の系譜を丹念に追うことでシャマユールは、精神的アプローチやマルクス派のアプローチよりも、1970年代後半以降の「ネオリベラル主義的転回」

を経験した現代社会に関する説得力あるネオリベリズム像を提示したと言える。

最後に、訳語について指摘をしておきたい。本書では、シャマユールの原文では区別されている、「統治能力」(仏: *gouvernabilité*, 英: *governability*)と「統治性」(仏: *gouvernementalité*, 英: *governmentality*)がともに「統治性」と訳されている。たとえば、本書で引用されている1975年に刊行された三極委員会の報告書の原題は *The Crisis of Democracy: Report on the Governability of Democracies to the Trilateral Commission* である⁷⁾。フーコーが「統治性」という新造語を初めて使用するのは、コレージュ・ド・フランスにおける1978年2月1日の講義である。したがって、1975年に刊行された著作の中で使用されている概念である「*governability*」に、1978年になって初めて登場する概念である「*gouvernementalité*」と同じ訳語をあてることは不相当であったように思われる。

注

- 1) 酒井隆史・中村隆之・平田周, 2022, 「グレゴワール・シャマユール——アンチ・フーコーのフーコー主義者」, 以文社ホームページ, (http://www.ibunsha.co.jp/contents/sakai_nakamura_hirata_01/)
- 2) これは評者の周囲の意見だが、訳者も本書に関する対談の中で次のように述べている。「文体に関しては本当にそうで、明らかにブログの文体ですよ。省きすぎだと思える箇所も度々あり、訳しづらいところもありました。テーマに関してもその通りで、その都度アドホックに集めたものが収斂していくスタイルです。」(酒井隆史・信友健志, 2022, 「支配層は張子の虎か」, 『図書新聞』, 3556号, 2022年8月27日, 2面.)
- 3) 本書では触れられていないが、マドセン・ピリはサッチャー政権を支えた保守系の政策シンクタンクである、アダム・スミス研究所の創設者の一人でもある (cf. Pirie, Madsen, 2012, *Think Tank: The Story of the Adam Smith Institute*, London: Biteback.).

- 4) 酒井隆史, 2019, 「統治, 内戦, 真理——『自由論』への一八年後の自注」, 『自由論——現在性の系譜学〔完全版〕』, 河出書房新社, 509-587.
 - 5) Guala, Francesco, 2006, "Critical Notice," *Economics and Philosophy*, 22(3): 429-439.
 - 6) 「権威主義的リベラリズム」と似た分析概念として、一部のマルクス派がブーランザスやスチュアート・ホールに依拠しながら「権威主義的ネオリベラリズム」という用語を使用している (Tansel, Cemal Burak ed., 2017, *States of Discipline: Authoritarian Neoliberalism and the Contested Reproduction of Capitalist Order*, London: Rowman & Littlefield.)。トルコやハンガリーなど
- 権威主義の指導者下におけるネオリベラリズムの実践を分析するマルクス派と、訳者がシュミット＝ハイエク主義と呼ぶ、系譜を辿るフーコー派のシャマユールが、似た用語を使用していることは、ネオリベラリズム研究の収斂を示しているようで興味深い。
- 7) Crozier, Michel, Samuel P. Huntington and Joji Watanuki, 1975, *The Crisis of Democracy: Report on the Governability of Democracies to the Trilateral Commission*, New York: New York University Press. (綿貫譲治監訳, 1976, 『民主主義の統治能力』, サイマル出版会.)

